

第7期  
練馬区高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画  
(平成30～32年度)

～ 地域包括ケアシステムの強化のための  
介護保険法等の一部を改正する法律案  
(平成29年2月7日提出) ～

平成29年3月30日

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする

## (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

### ① 自立支援・重度化防止に向けた★ 保険者機能の強化等の取組の推進

介護保険法

- ・ 市町村が、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

### ② 医療・介護の連携の推進等★

介護保険法、  
医療法

- ・ 新たな介護保険施設の創設  
⇒要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する「介護医療院」を創設
- ・ 都道府県による市町村支援の規定を整備

### ③ 地域共生社会の実現に向けた★ 取組の推進等

社会福祉法、  
介護保険法、  
障害者総合支援法、  
児童福祉法

- ・ 市町村による地域住民と行政等による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化
- ・ 介護保険と障害福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付け

## (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

### ① 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割に

介護保険法

- ・ 年金収入等が340万円以上の者の負担割合を2割から3割へ引き上げ<平成30年8月施行>

※具体的な基準は政令事項  
※月額44,400円の上限あり  
※該当者は約12万人（全体の約3%）

### ② 介護納付金への総報酬割の導入

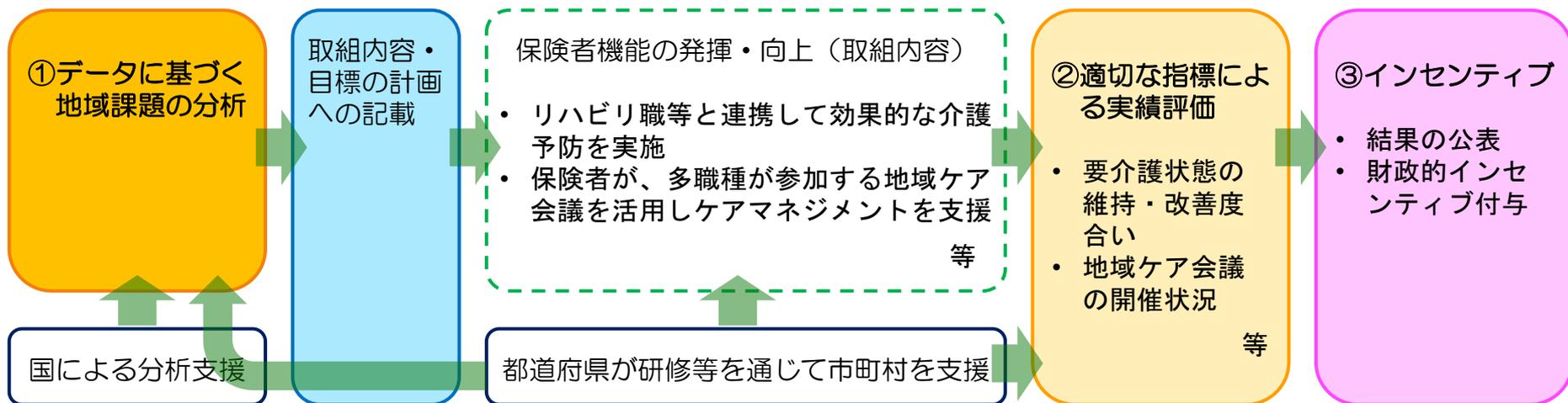
介護保険法

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み『総報酬割』を導入<平成29年8月分より実施>

※社会保障審議会介護保険部会で議論されていた「ケアマネジメントのあり方と利用者負担の導入」「軽度者への支援のあり方」等については、引き続き検討事項とされた

# 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じ自立した生活を送るための取り組みを進めることが必要
- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むよう、下記を制度化
  - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
  - ② 適切な指標による実績評価
  - ③ インセンティブの付与



## 医療・介護の連携の推進等：新たな介護保険施設の創設

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する
- 病院又は診療所から新施設に展開した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする

### <新たな介護保険施設の概要>

名称

介護医療院

※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、  
転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする

機能

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する  
（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける）

開設主体

地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

※現行の介護療養病床の経過措置期間は、6年間延長（平成35年度末まで）

※具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討

# 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

## (1) 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

### ① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- 地域福祉の推進の理念として、下記を明記
  - ・ 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることを目指す

### ② 理念を実現するため、市町村が下記の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制（主に市町村圏域）

### ③ 地域福祉計画の充実

- 地域福祉計画策定の努力義務化
- 福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける

## (2) 新たな共生型サービスを位置付け

- 介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付け
  - 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする

